

出前講座・消費者教育(出前授業)・体験テスト教室を開催しています!

愛媛県消費生活センターでは、各種啓発活動を実施しています。

啓発活動では・・・

★若者に対する消費者トラブルの防止ための啓発活動にも力を入れています。

出前講座では・・・

★相談窓口のご案内

消費者トラブルで困ったときは、ピピッと相談!!県消費生活センターのほか、お住まいの市町に相談窓口があります。

★消費生活相談の実態と対処の方法

県消費生活センターに寄せられている相談の事例や特徴をお知らせし、その対応策をお伝えしています。

★愛媛県社会福祉士会権利擁護啓発劇団「あど坊」の寸劇

実際にあった相談事例をもとにつくった寸劇を上演します。消費者トラブルにあわないために、劇を見ながら楽しく学習します。

高等学校等における消費者教育(出前授業)実施中



(県立小田高校)

成年年齢の18歳引き下げに伴う若者の消費者トラブルの増加が懸念される中、県立高校において「社会への扉」を活用した出前授業を実施しています。

体験テスト教室も申込み受付中・・・



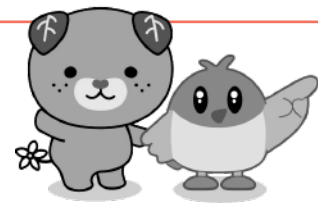
着色料・糖度調べ、ビタミンC調べ、保冷剤を使った芳香剤づくりなど



ペットボトルのキャップをマグネットに・・・



保冷剤を芳香剤に再利用



出前講座ほか各種啓発活動のお問い合わせ・お申し込みは、愛媛県消費生活センターまで!!

☎089-926-2603 (お申し込みは、原則開催希望日の2か月前までをお願いします。)

消費者トラブルで困った時は、一人で悩まず相談しましょう!

愛媛県消費生活センター 相談専用電話

相談時間 月・火・木・金 9:00~17:00
水 9:00~19:00(祝日・年末年始を除く)

☎089-925-3700

消費者ホットライン

(お近くの相談窓口につながります)

い や や!
☎188



発行: 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL:089-912-2336

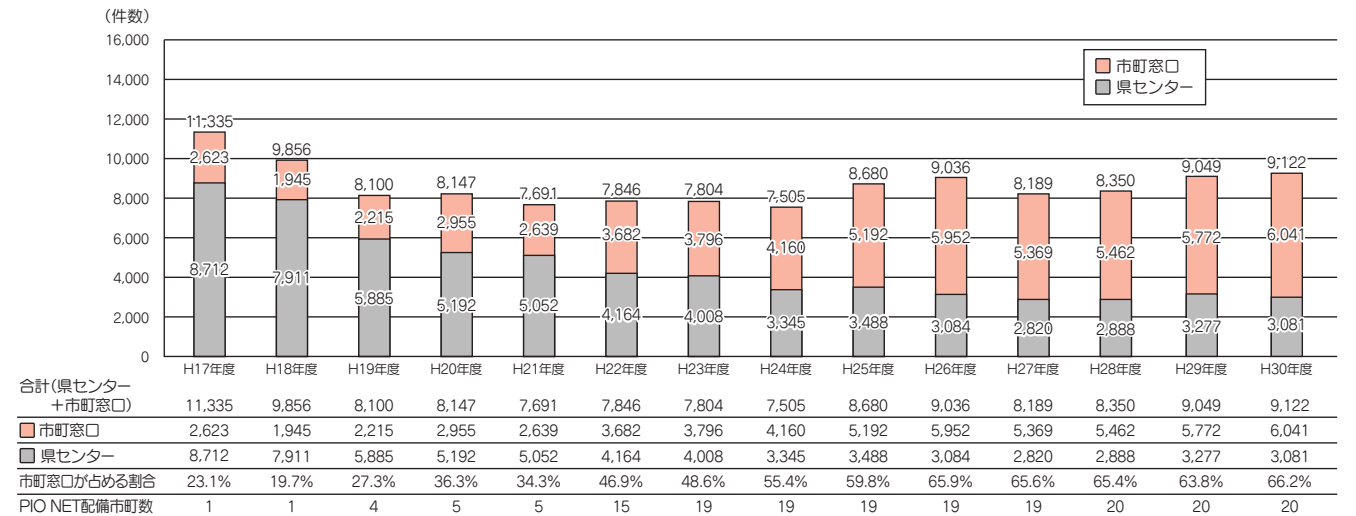
愛媛県消費生活センター
〒791-8014 松山市山越町450番地
TEL:089-926-2603



愛媛県 No.185 令和元年8月号

平成30年度の消費生活相談状況がまとまりました!

1 相談件数の年度別推移



PIO-NET(※)に登録された県全体の相談件数は、平成19年度まで減少傾向にありましたが、それ以降は、7,500件~9,200件の間で推移しています。この中で、直近の3年間は、連続して増加しています。

平成30年度は、前年度と比較すると73件(0.8%)増加の9,122件となり、平成19年度以降で最も多くなっています。内訳は、県センター3,081件(33.8%)、市町窓口6,041件(66.2%)であり、住民に身近な市町窓口の整備拡充が進み、市町への相談割合が約3分の2を占めています。

※PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)

2 相談の特徴

- ◆年代別では、70歳以上の方からの相談が2,240件(24.6%)と最多、次いで、60歳代が1,622件(17.8%)と続き、70歳以上の割合が依然として高く、前年度比23.4%の高い伸びを示しています。
- ◆販売購入形態別で見ると、インターネット通販の普及等を背景に通信販売の相談件数が2,691件(29.5%)で最多。店舗購入が1,790件(19.6%)と続いています。
- ◆商品・役務別では、架空請求はがきを含む「商品一般」が、前年度比22.1%増の2,241件(24.6%)と最多。次いで、SMS(ショート・メッセージ・サービス)を利用した架空請求を含む「デジタルコンテンツ」(インターネットを通じて得られる情報)が860件(9.4%)と続いています。架空請求だけを見ると、1,982件となり、前年度(2,297件)から減少したものの、依然高水準にあります。

「平成30年度消費生活相談状況」の詳細については、県消費生活センターホームページに掲載しています。

愛媛県消費生活センター 相談概要・統計 検索

成年年齢引き下げと消費者教育について

金融広報アドバイザー 若松 進一

明治時代から今日までの約140年間、日本人の成年年齢は20歳と民法で定められていました。この民法がこの度新しく改正され、2022年4月をもって成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。既に公職選挙法の選挙権年齢や、憲法改正国民投票の投票権年齢が18歳に引き下げられるなど、若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められています。こうした中で市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うことが適当ではないかという議論がなされ、世界のすう勢なども見極めた結果今回の改正となりました。

●成年に達すると未成年の時と何が変わるのか？

民法が定めている成年年齢は、「一人で有効な契約をすることができる年齢」と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という二つの意味があります。例えば携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入した時にローンが組めるなど、未成年の時必要だった親の同意を得なくても、自分の意志で様々な契約ができるようになるのです。また親権に服さなくなるため、自分の住む場所や進学・就職などの進路も、自分の意志で決定できるようになります。さらに10年有効のパスポートを取得したり、公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取得したり、性同一性障害の人の性別取り扱い変更審判を受けることもできるのです。ただし女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できる年齢は男女ともに18歳以上となります。

一方、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず、健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から20歳となっています。

●成年に達して一人で契約する際注意すべきことは？

契約には「責任」が伴います。契約をする前にその契約が果たして必要かどうかよく検討しなければなりません。未成年者の場合、契約には親の同意が必要で、もし未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた「未成年者取消権」により、その契約を取り消すことができるようになっていますが、成年になると未成年者取消権は行使できなくなります。つまり契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身となるのです。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。若者の消費者トラブル・被害調査によると、①様々な「勧誘を受けたことがある」の割合は79.8%、②「購入・契約した」の割合は40.2%、③「断ればよかった」の割合59.5%となっていて、若者が誰でも被害者になりうることや、一旦話を聞いてしまうと断れなくなったり、成年年齢が引き下げられると18歳～19歳がターゲットになり、トラブルや被害が急増する懸念があり、少しでも「おかしいな」と感じたら話を聞かない、直ぐに購入契約をしない、相談する、はっきり断る勇気を持たなければなりません。

悪質商法には、①架空請求・不当請求（電話やメールなどで根拠のない請求を支払わせる詐欺）、②ワンクリック詐欺（アダルト系や出会い系サイトなどで、利用料金や利用規約を明示せず、消費者がクリックすると「登録完了」「料金〇万円」などと明示し、高額な料金を請求する詐欺）、③マルチ商法（会員が商品の販売員となり、新たに販売員を勧誘すると報酬が得られる商法）、④キャッチセールス（路上や駅前などでアンケート調査と称して呼び止め、喫茶店に連れ込んで商品などを売りつける商法）、⑤アポイントメントセールス（業者が、電話やメールなどで「あなたは特別に選ばれたので商品を安く買えます」などと、本来の販売目的を告げずに呼び出し、本来の高額商品を売りつける商法）などがある。成年年齢が18歳に引き下げられたといっても社会経験の乏しい、保護がなくなったばかりの成年を狙い撃ちする、悪質な業者が現れる可能性があることを忘れてはなりません。

●消費者教育の必要性

そうした消費者トラブルにあわないために未成年のうちから、あるいは成年年齢になってからも契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かどうか判断できる能力を日ごろからしっかり身につけておくことが重要です。特に進学率が95%を超えた高校生と、50%を超えた大学生への学校における消費者教育への取り組みや、消費者講座への参加が期待されています。消費者教育には価値・情報・判断的思考・トレードオフ（比較思考）・意思決定の5つのキーワードがありますが、特に次の2点に留意していただきたいと思います。

①トラブルにあわないために正しい情報や知識を得る

無知によって生ずる不幸は知ることによって避けられます。学校や社会で開かれる消費者教育に関する集会や講座に積極的に参加して法律や経済金融の基本的知識を身につけましょう。またインターネットのポータルサイトや教材なども活用し、社会の流れにしっかりと目を向け、フェイクニュースなどの情報に騙されないようにしましょう。

②トラブルにあった時相談する人を持つ

親の同意がなくても色々なことができますが、やはり一番の相談相手は最も身近な親です。日ごろから何でも話せるよう親子の絆を深め、金銭が絡む重要と思われる契約の際は、冷静に物事を判断できる先生や友人からも適切な指導や助言を受けましょう。もしもトラブルにあったら、専門に扱う消費生活センターや行政窓口、時には警察へ相談して早い解決を図りましょう。消費者教育の基本は「ハイリスク・ハイリターン原則」、つまり「うまい話には落とし穴がある」ということです。

